

第1類 動物（生きているものに限る。）

注

- 1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。
 - (a) 第03.01項、第03.06項又は第03.07項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
 - (b) 第30.02項の培養微生物その他の物品
 - (c) 第95.08項の動物